

会議内容の記録（会議経過、結論等）

1 開会

松田政策推進課長が開会を告げる。

2 審議事項

<公の施設の管理方針<第 13 次改訂版>（案）について>

- ・松田政策推進課長より概要を説明後、審議を行った。

○概要説明

1. 改訂目的

令和 8 年度に指定期間が終了となる 5 施設について、これまでに実績のある事業者随意指定する方針とする。

2. 随意指定の理由

【市民会館】

当該施設は、「施設の在り方について検討中の施設や建替え・複合化等の施設整備を近く実施することとしている施設」に該当し、仮設施設の安定的な施設運営を継続する観点から、現在の指定管理者に随意指定する方針とする。

なお、指定期間は、新複合施設の整備完了時期が確定していないことから、公の施設の管理方針における原則の指定期間である 5 年間とする。

【市民体育館】

当該施設は、「施設の在り方について検討中の施設や建替え・複合化等の施設整備を近く実施することとしている施設」に該当し、老朽化した施設の安定的な施設運営を継続する観点から、現在の指定管理者に随意指定する方針とする。

なお、指定期間は、新複合施設の整備完了時期が確定していないことから、公の施設の管理方針における原則の指定期間である 5 年間とする。

【夜間照明施設】

当該施設については、市民体育館及び武道館と一括で指定していることから、現在の指定管理者に随意指定する方針とし、指定期間は5年間とする。

【武道館】

当該施設については、秋ヶ瀬スポーツセンターとの複合化及び武道場機能を備える新複合施設の整備にあわせ、廃止することとしている。新複合施設が整備されるまでは、老朽化した施設の安定的、効率的な運営を確保するため、現在の指定管理者に随意指定する方針とし、指定期間は5年間とする。

【コミュニティスペースつつじ】

当該施設については、市民会館の仮設施設と一体的に管理運営することで、運営の効率化につながるほか、市民会館・市民体育館の複合施設建設工事期間中の限定的な指定となることから、コミュニティスペースつつじ及び市民会館の現指定管理者に随意指定する方針とし、指定期間は5年間とする。

3. その他、主な改訂点

- ① 「2 選定の手続きと評価」中、「(1) 選定の基本的な考え方」中、随意指定事由について、「施設の安全的、効率的な運営を確保するため、市長又は教育委員会が特に必要と認める場合」の項目を削除
- ② 「3 導入経過・計画」中、「(1) 指定管理者を導入した公の施設」において、令和8年度随意指定による指定管理者指定施設を新たに追加。また、「(2) 指定管理者以外が管理を行う公の施設」において、「ア 当面、市が直接管理する公の施設」のうち、市が直接管理する方針としたため、保育園、子育て支援センターの記述を削除。

メンバー：今の指定期間が令和8年8月31日までであるため、次の指定期間は令和8年9月1日からのスタートということでよいか。

担当部課：その通り。新複合施設建設の完成時期が現時点で未定であるため、指定期間の原則である5年間とし、終期は令和13年8月31日までとする。

メンバー：夜間照明施設について、今後、老朽化に伴う対応が次期指定管理期間の5

年間の間起こりうるのではないか。夜間照明施設の担当課として、計画はあるのか。

メンバー：支柱の老朽化はあるが、今後の対応としてはまだ調整中である。現状としては動向を注視しており、次期指定管理期間内では施設の在り方について具体的には決まらない可能性がある。

担当部課：次期指定期間終了後の令和13年以降は対応が必要になるのではないか。

メンバー：令和7年度に実施する秋ヶ瀬総合運動場の利用者に対する簡易ナイター設備の貸出事業なども踏まえて今後の対応方法を検討する。

メンバー：夜間照明施設の業務内容は受付業務であるため、単年度の委託契約にするという手法も検討できないか。

担当部課：委託契約とした場合、利用許可等を委託業者が出来なくなり、利便性の低下などが、課題となる。

メンバー：武道館の除却の時期は、リニューアルされる秋ヶ瀬スポーツセンター供用開始から5年以内という認識でよいか。

担当部課：公共施設等適正管理推進事業債活用の条件としてそのようになっている。

メンバー：保育園等の施設の記述を削除して問題ないのか。直接管理するという方針は、記載しておいた方が分かりやすいのではないか。

担当部課：いろは遊学館や図書館などの直接管理する施設との整合性から記述を削除することとしたが、直接管理する施設を明記するかどうかは検討する。

○結論

公の施設の掲載方法は検討し、公の施設の管理方針<第13次改訂版>について庁議に付議する。

3 閉会

松田政策推進課長が閉会を告げる。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。